

D 1 - 4

5 年 保 存 (常)

(令和12年12月31日まで)

F N . D 1 - 4 - 0

鹿交企第3012号

令和7年3月13日

各 部 長

各参事官 殿

各所属長

本 部 長

担当 統計分析係 TEL [REDACTED]

交通事故統計事務取扱要綱の改正について(通達)

交通事故統計事務の取扱いについては、「交通事故統計事務取扱要綱の制定について(通達)」(令和5年12月21日付け鹿交企第537号。以下「旧通達」という。)により運用しているところであるが、このたび、「交通事故統計事務取扱要綱」(「交通事故統計事務取扱要綱の一部改正について(通達)」(令和7年2月12日付け警察庁丙交企発第6号ほか別添))の改正に伴い、旧通達の一部を見直したので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は、令和7年3月24日から施行し、旧通達は、令和7年3月23日限り廃止する。

別添

交通事故統計事務取扱要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、交通事故統計事務の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 交通事故統計の対象

交通事故統計の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故（以下「交通事故」という。）とする。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、法令に定めるもののほか、以下の当該各号に定めるところによる。

1 交通事故関与者

交通事故に関与した第1当事者、第2当事者及び第3当事者以下の当事者をいう。

2 第1当事者

最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。以下同じ。）の運転者、歩行者等（遠隔操作型小型車の操作者を含む。以下同じ。）のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

3 第2当事者

最初に交通事故に関与した車両等の運転者、歩行者等又は物件のうち、第1当事者以外のものをいう。

4 第3当事者以下

第1当事者又は第2当事者以外の交通事故に関与した者のうち、死亡若しくは負傷した者又は直接死亡事故に關与した者をいう。

5 死亡

交通事故によって、発生から24時間以内に亡くなった場合をいう。

6 重傷

交通事故によって負傷し、1か月（30日）以上の治療を要する場合をいう。

7 軽傷

交通事故によって負傷し、1か月（30日）未満の治療を要する場合をいう。

8 30日死亡

交通事故によって、発生から24時間経過後、30日以内（交通事故発生日を初日とする。）に亡くなった場合をいう。

9 鹿児島県警察交通事故情報管理システム

鹿児島県警察情報管理システムの一部であって、交通事故統計に係る情報の管理に必要な情報処理を行うための電子計算機及びこれにデータ伝送回線を介

して接続された端末装置並びにこれらの用に供するプログラムからなるシステムをいう。

第4 交通事故統計原票

1 意義

交通事故統計原票（以下「原票」という。）は、効果的な交通事故防止対策の基となる交通事故統計を作成するための基礎資料である。

2 原票の種類及び記載事項

原票の種類及びその記載事項は、次の各号に定めるところによる。

(1) 交通事故統計原票（本票）（別記第1号様式。以下「本票」という。）

交通事故の内容に関する事項及び交通事故関与者（第1当事者及び第2当事者）に関する事項

(2) 交通事故統計原票（交通事故事件検挙票）（別記第2号様式。以下「交通事故事件検挙票」という。）

本票に記載した交通事故関与者（第1当事者及び第2当事者）の刑事処分に関する事項

(3) 交通事故統計原票（補充票）（別記第3号様式。以下「補充票」という。）

本票に記載されない交通事故関与者（第3当事者以下）に関する事項

(4) 交通事故統計原票（高速道路追加調査項目票）（別記第4号様式。以下「高速道路追加調査項目票」という。）

高速自動車国道及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第42条第1項により国家公安委員会が指定する自動車専用道路（以下「指定自動車専用道路」という。）における交通事故の発生地点、道路構造等に関する事項

(5) 交通事故統計原票（30日死者集計票）（別記第5号様式。以下「30日死者集計票」という。）

本票及び補充票記載の交通事故関与者のうち、30日死亡の当事者に関する事項

3 原票の内容の入力

原票の内容（以下「原票データ」という。）は、鹿児島県警察交通事故情報管理システムの端末装置（電子計算機に接続してデータの入力又は出力を行うための装置をいう。）へ入力するものとする。

(1) 本票

交通事故の発生を認知したときは、交通事故1件ごとに原票データを入力する。

(2) 交通事故事件検挙票

交通事故について捜査を完結したときは、交通事故1件ごとに原票データを入力する。

(3) 補充票

1件の交通事故において、原票データに記載されない交通事故関与者（第

3当事者以下)がいるときは、当該交通事故関与者1人ごとに原票データを入力する。

(4) 高速道路追加調査項目票

高速自動車国道及び指定自動車専用道路における交通事故の発生を認知したときは、交通事故1件ごとに原票データを入力する。

(5) 30日死者集計票

本票又は補充票記載の交通事故関与者のうち、30日死亡の当事者1人ごとに原票データを入力する。

第5 コード

原票に使用するコードは、別に定めるコード表のほか、警察庁長官官房技術企画課長が定める警察庁共通基盤システムの対象業務に使用する標準コード及び総務省が定める市区町村コードとする。

第6 原票データの入力者

原票データの入力は、当該交通事故の捜査に当たった警察官が行うものとする。

第7 原票データの審査

原票データの誤入力等を防止するための審査は、原票データを入力した高速道路交通警察隊及び警察署(以下「警察署等」という。)並びに交通企画課において行うものとする。

第8 原票データの入力期限等

- 1 本票、補充票及び高速道路追加調査項目票については、当該交通事故の発生を認知した日から起算して1週間以内に入力すること。
- 2 交通事故事件検挙票については、当該交通事故の捜査が完結した日から起算して1週間以内に入力すること。
- 3 30日死者集計票については、30日死亡の当事者(事故の状況、年齢、負傷程度及び医師の診断等から判断して、30日死亡の蓋然性が極めて低い者を除く。)を確認した場合、速やかに作成するものとし、作成に当たっては、各項目を朱書きすること。

なお、作成した30日死者集計票は、警察署等において所属長の決裁を受けること。

所属長の決裁を受けた30日死者集計票の原本は、当事者が当該交通事故によって死亡したことを疎明する死亡診断書の写しなどの関係資料を添付した上で、30日死亡の当事者を確認後1週間以内に交通企画課統計分析係まで送付することとし、30日死者集計票の原本の写しについては、警察署等において保管すること。

第9 原票データ等の保管・管理

- 1 原票データを入力するに当たり、原票を作成したときは原票データ入力完了時点で原票を廃棄するものとする。
- 2 原票データは、平成24年からの累積データとして保管し、書面として管理さ

れるものは、「鹿児島県警察情報管理システムによる交通事故情報管理業務実施要領の改正について（通達）」（令和6年7月22日付け鹿交企第296号ほか）によるものとする。

第10 原票の利用

本要綱に定める原票データは、捜査活動の支援を目的とした捜査資料として利用することができるものとし、その管理については、捜査資料の取扱いの例による。

交通事故統計原票(本票)

別記第1号様式(第4の2(1)関係)

発生市郡町番号												補充票		有・無(放)									
場所区		区間		地点		目標から		前m		高速道路追加調査項目裏		有・無											
路線道線																							
①資料区分		②都道府県警察署等コード		③本票番号		原票作成		⑦事故内容		⑧死者数		⑨重傷者数		⑩軽傷者数		⑪乗車人員		⑫路線コード					
								④年		⑤月		⑥日		死・重傷・軽傷						BP			
1								20						亡		1 2 3				—			
⑬地点コード		⑭交差点コード		⑮市区町村コード		発生日時		⑯年		⑰月		⑲日		⑳時		㉑昼夜		㉒昼間		㉓夜間		㉔天候	
																		明		暮		夜	
								20										11 12 13		21 22 23		24 25 26	
																		1 2 3 4 5				1 2 3 4 5	
㉕地形		㉖路面状態		㉗道路形状		㉘信号機		㉙(標識、法定外表示を△印所すつ〇で閉む)		㉚(標識、法定外表示を△印所すつ〇で閉む)		㉛(標識、法定外表示を△印所すつ〇で閉む)		㉜(標識、法定外表示を△印所すつ〇で閉む)		㉝(標識、法定外表示を△印所すつ〇で閉む)		㉞(標識、法定外表示を△印所すつ〇で閉む)		㉟(標識、法定外表示を△印所すつ〇で閉む)			
市街地		非舗装		非交差点(交差点付近)		単路		踏切		一般交通の場所		第3歩道		点滅		消		故障		施設		一規	
人		乾		湿		凍		積		環状		歩		反		射		式		標準		拡大	
そ		そ		そ		そ		そ		環状		点滅		内部発光式		反射式		縮		縮		縮	
口		の		の		の		の		の		歩		内部発光式		反射式		の		の		の	
集		市		街		地		地		交差		歩		内部発光式		反射式		の		の		の	
中		他		地		地		地		の		歩		内部発光式		反射式		の		の		の	
他		地		地		地		地		の		歩		内部発光式		反射式		の		の		の	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
1		2																					

検査事項欄	区分	第1当事者	第2当事者	所属	作成者氏名	
	住所	TEL —	TEL —	原票作成年月日 20年月日	審査者氏名	
	氏名	事故の概要			事故状況図	
	生年月日	年月日	年月日			
	勤務先 (学校)	住所	住所			
		名称	名称			
	免許	種別				
	取得年月日	年月日	年月日			
	車両	車種 自・事	自・事			
	登録番号					
30日死者集計期限日		年月日				

交通事故統計原票(交通事故事件檢舉票)

第2号様式(第4の2(2)関係)

※ 刑法犯欄中の「危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪」は、従前の刑法第208条の2及び第211条第2項をいう。

送 年 月 日	第1当事者			第2当事者		
	⑨年	⑩月	⑪日	⑫年	⑬月	⑭日
	2	0				

交 通 事 故 統 計 原 票 (補 充 票)

第3号様式(第4の2(3)関係)

道路区分		事故内容		所属	作成者氏名
一般道路	高速道路	死亡	重傷		
				原票作成年月日 20 年 月 日	審査者氏名

1当 2当 3当以下の同乗者の死傷者及び前当事者種別が71歩行者以外の道路上の人の72道路外の人の死傷者 00対象外当事者の調査項目(24項目)はここまで

⑮ 免許証番号又は免許情報記録番号 多重衝突の3当以下の当事者(運転者・歩行者)に死傷がある場合及び
多重衝突の3当以下の当事者(運転者)に死傷がなく直接死傷事故に關した場合の調査項目は最後(39項目)まで

部 位	島式-直角衝突-歩行者は、10mに目視範囲。多重衝突は、第2割合を2箇所に配分する。矢印が歩行者の衝突場所。れき過ぎ等で衝突場所がない、対象外車両は歩行者を100%とする。														
	1当直歩行者の進行方向を基準として記載する。1歩行者歩行者の場合は、2歩行者歩行者の進行方向を基準として記載する。歩行者等の基準は、歩行者の場合は、(1)歩行者(道路外から歩行者の場合)とし、														
③ 車両の換装履歴	車両等	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外			
	大 破	中 破	小 破	損 壊	自 宅 か ら の 車 両 な る 事 考 え	特 定 個 別 車 種 50 m	100 m	1000 m	1 km	2 km	2 km	調 査 を す る 不 當 事 件 1 以 下			
③ 車両の換装履歴	大 破	中 破	小 破	損 壊	自 宅 か ら の 車 両 な る 事 考 え	特 定 個 別 車 種 50 m	100 m	1000 m	1 km	2 km	2 km	調 査 を す る 不 當 事 件 1 以 下	予 備 項 目 1 以 下	予 備 項 目 2 以 下	予 備 項 目 3 以 下

交 通 事 故 統 計 原 票 (高速道路追加調査項目票)

第4号様式(第4の2(4)関係)

事故内容	死亡	重傷	軽傷	原票作成者								原票審査責任者																							
① 資料区分		② 都道府県 警察署等コード				③ 本票番号			④ 発生地点				⑤ 道路管理分	東日本高速道路	中日本高速道路	西日本高速道路	首都高速道路	阪神高速道路	本・四高速道路	名古屋高速	広島高速	福岡・北九州高速	国土交通省	都道府県	地方道路公社	その他の									
3														01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13									
⑥ 道路区分	走行車線	追越	登板	加速	減速	路	ランプウェイ	ジャニクション	料金所等付近	サイピスエリア	バー・キングエリヤ	その他の	⑦ 曲線半径	100m	100m	200m	300m	400m	500m	700m	1000m	直	該当	平坦	上り・下り				平坦・該当なし						
	第一通行帯以上	車	車	車	車	車	入	出	本線	その他	未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	未満	以上	未満	以上	以上	以上	以上							
⑨ トンネル番号													⑩ 特殊事故	危険品流出事故等	積荷転落事故	落物	脱輪	ETCレーン内	反対車線	立入り	該当														
													人との火災	危険品類	衝突・接触	タイヤパンク事故	中央分離帯突入	規制線内進入	車線進出	事故	該当														
⑪ 当事車両台数	単独	2台	3台	4台	5台	6台	8台	10台	20台	30台	⑫ 行動類型	発進	後退	車線変更	右左折	追越	逆行	直進	走行車線	追越車線	その他の	歩行	該へ単独事故												
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	その他	右肩から	他の	に	に	に	に	に	に	に	に	行	明												
⑬ 事故類型	人対車両	車両相互												車両単独																					
故障修理	路上その他	追越・追抜	走行車	流入車	流出車	車線停止中の故障車	路肩停止中の故障車	料停金所等重付	その他の	対向	追越・追抜	走行車	流入車	流出車	車線停止中の故障車	路肩停止中の料停金所等重付	その他の	歩行	該へ運転者不在車両	中央分離帯	防護柵	路上工作物	その他の												
中央	上作業	に	に	に	に	に	に	に	に	向	に	に	に	に	に	に	に	行	逸脱	右左端	左側	右側	左側												
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
⑭ 車両対象事故の物	中央分離帯												防護柵																						
	ガードレール	ガード	コンクリート	ボルト	スクリュー	アーチ	ドライブ	クリート	アーチ	ガード	コンクリート	アーチ	ドライブ	クリート	アーチ	ガード	コンクリート	アーチ	ガード	アーチ	ガード	アーチ	ガード	アーチ		ガード	アーチ	ガード	アーチ	ガード	アーチ	ガード	アーチ	ガード	アーチ
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	00	1	2	3	4	0	1	2	03	04	05	06	07	08	00	1	2	3	4	0		
⑮ 交通事故障害	停渋滞車両あり												停渋滞車両なし																						
	交通	工事	災害	異常気象	故障	その他の駐停車両	障	落	料金所	自然渋滞	その他の	交通	工事	災害	異常気象	故障	その他の駐停車両	落	その他の	障害	不	障害なし	不	障害なし		不	障害なし	不	障害なし	不	障害なし	不	障害なし	不	障害なし
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	00	1	01	02	03	04	05	06	07	08	00	1	2	3	4	0	
⑯ 高走速行道路距離	50km	50km	100km	150km	200km	250km	300km	350km	400km	450km	500km	600km	700km	800km	900km	1000km	不明・該当なし	⑰ 速度装着抑制装置	大貨・中貨の一部	対象外	⑱ 予備項目														
	未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上		以上	以上	以上	以上					
1当	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	00	1当	01	02	03	04	05	06	07	08	00	1当							
2当	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	00	2当	01	02	03	04	05	06	07	08	00	2当							

交通事故統計原票(30日死者集計票)

第5号様式(第4の2(5)関係)

所属 署(隊)		作成者氏名										
作成年月日 20年月日		審査者氏名										
① 資料区分 6	② 都道府県 警察署等コード	③ 本票番号		④ 補充票番号		⑤ 死者内容			⑥ 性別			
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	男	女
⑦ 年齢		発生年月日時分 ⑧ 年 ⑨ 月 ⑩ 日 ⑪ 時 ⑫ 分 20				死亡年月日時分 ⑬ 年 ⑭ 月 ⑮ 日 ⑯ 時 ⑰ 分 20				⑯ 本票計上月 ※当該欄は、各警察本部 統計担当係で記入		
関 係 事 項 欄		⑨ 死亡者 氏名		任意記載欄(死因・死亡場所等)				死亡確認者氏名				
生 年 月 日		年 月 日										死亡確認年月日 20年月日

記載上の留意事項

- 1 30日死者集計票は、「交通事故発生から起算し、24時間経過後、30日以内の交通事故による死者」が発生した際に、30日死者1人につき1枚作成すること。
- 2 30日死者集計票は、事故発生時の状態(重傷、軽傷等)で「交通事故統計原票(本票・補充票)」を作成した後に新たに作成すること。
- 3 30日死者集計票は、警察署等で記入後、数字等に誤りがないことを、控えの交通事故統計原票(本票・補充票)と確認のうえ提出すること。
- 4 項目説明
 - (1) ④補充票番号は、30日死者が第3当事者以下の場合に、該当する補充票の補充票番号を記載する。30日死者が第1、第2当事者の場合には「000」とする。
 - (2) ⑤死者内容は、30日死者が本票記載の当事者である場合には、当事者順位に従い「1当1」又は「2当2」とし、補充票記載の当事者の場合には「3当以下3」とする。
 - (3) ⑥性別、⑦年齢は、30日死者の性別、年齢を本票、補充票と同様の内容で記載すること。
 - (4) ⑧～⑫発生年月日時分は、本票記載の発生年月日時分を記載すること。
 - (5) ⑬～⑰死亡年月日時分は、30日死者の死亡年月日時分を記載すること。(死体検査書等に記載された死亡年月日時分を必ず確認して記載すること。)
 - (6) ⑯本票計上月は、交通事故が発生した月又は認知した月(計上月)として警察庁へ報告した計上月を記載すること。

例 1:1月10日発生事故を1月25日に警察庁へ報告 ⑯計上月「01」
 2:1月30日発生事故を2月13日に警察庁へ報告 ⑯計上月「01」
 3:1月30日発生事故を2月16日に認知し、2月25日に警察庁へ報告 ... ⑯計上月「02」